

LPガス容器

経産省 改元を機に分かりやすく

経済産業省は、LPガス容器の再検査期限の表示を和暦から西暦に改め、新元号と同じ5月1日からの施行を予定している。現行規定ではLPガス容器の再検査期限の和暦表示（例：平31—4）を義務付けてきた。改元に合わせ、経産省は再検査期限を西暦表示に改め、分かりやすくした。

具体的には、基本通達（LPガス法及び関係政省令の運用・解釈）の第16条（販売の方法の基準）関係の第2号中に明示すべき事項として、年は西暦4ケタ表示とし、月については現行通り「次回の再検査を受けないでLPガスを充填できる最終日を含む月」で表す。高压ガス保安法第48条第5項の特別充填許可を受けている容器で、再検査期限よりも特別充填許可を改正する規程の施行の

可が短い容器については、「特別充填期限」を充填期限として明示する。経産省は、LPガス容器の充填期限表示方法の新旧対照表などを政府の情報サイト「イーガブ」上に公開中で、2月28日まで広く一般からの意見を募集したあと、改正政令等を3月中旬に公布し、5月1日から施行することにしている。

経過措置も設けられる。①基本通達等の一部



5月1日から容器の再検査期限表示が西暦に変更される

再検査期限表示を西暦に

ただし、同規程の施行後、10月31日までに行つて、容器再検査または11月1日以降最初に行う容器再検査については、改正後の基本通達の規定によって表示を行うこととなる。

ただし、同規程の施行後、10月31日までに行つて、容器再検査または11月1日以降最初に行う容器再検査については、改正後の基本通達の規定によって表示を行うこととなる。